

## 議第七号議案

### 群馬県議会基本条例の一部を改正する条例

群馬県議会基本条例（平成二十四年群馬県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条に次の一項を加える。

2 議会事務局の職員は、この条例の目的を踏まえ、議会活動を補佐するとともに、このために必要な能力の向上に努めるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

議会事務局職員に関する規定を設けようとするものである。